

2020年 上半期ハイライト〔上〕

—— 上半期の法令改正等の動向と当会・本誌の取組み

編集部

はじめに

編集長 A 本誌では例年、年末号で、一年間の本誌トピックと関連する本誌記事を振り返る「〇〇年商事法務ハイライト」を、編集部による座談会形式で掲載している。これを踏まえ、本年は読者の皆様が本誌をよりご活用いただきやすくするため、法令等の改正動向を中心とした「上半期ハイライト」をお届けすることとした。読者の皆様にはこれに機に、本誌関連テーマの上半期の動向と本誌記事を振り返っていただき、下半期に備えていただきたい。

本年上半期も定期欄(図表1参照)に加えて、多くのテーマを扱った。まずは、上半期の主なトピックについて、本年四月に、経営法友会事務局から編集部に異動してきたBさん(中堅編集部員)に概観してもらおう(企業法務担当者の皆様の団体である経営法友会は一九七一年の設立以来、商事法務研究会に事務局を置いており、現在の編集部は全員過去に経営法友会の事務局担当経験がある)。

中堅編集部員 B どうぞよろしくお願ひします。上半期のトピックとしては、緊急事態宣言が発令された四月以降、新型コロナウイルス感染症

(以下「新型コロナウイルス」という)の大きな影響が続いていることが、まずはあげられます。本誌とのかかわりでも、各官公庁等より株主総会関連のリリースや法令等改正が続きました。

そのほかにも、二月には、経済産業省(以下「経産省」という)よりハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイドが公表され、東京証券取引所(以下「東証」という)より、上場子会社のガバナンス向上等に関する有価証券上場規程の改正等の施行、新市場区分の概要等の公表がされました。また、三月末には、スチュワードシップ・コードの再改訂が公表されました。

第二〇一回通常国会(一月二〇日召集、六月一七日閉会)では、外弁法・金販法・公益通報者保護法の改正、グループ通算制度を導入する令和二年度税制改正、地銀とバス特例法やデジタルプラットフォーム取引透明化法等が成立しました。

A 本年下半期以降の注目動向としては、どのようなものがあるだろうか。

B 新型コロナウイルスの影響もあり、当初予定からの変更もあるかもしれませんが、本年夏後半〜秋ごろに昨年未の会社法改正に伴う法務省令改正案が公表される予定です。また、来

目次

- ▽はじめに
- ▽新型コロナウイルス関連
- ▽主な法令改正等
 - 1 三月までの動向
 - (1) 会社法改正(以上本号)
 - (2) SSコード再改訂
 - (3) 開示関連
 - (4) 東証関連
 - (5) その他
 - 2 四月以降の動向
 - (1) 通常国会の成立法律
 - (2) その他
 - 3 今後の注目動向
 - (1) 会社法改正関連
 - (2) CGコード再改訂・新市場区分関連
 - (3) 経産省関連
 - (4) 従属上場会社関連
 - ▽そのほかの本誌掲載記事等
 - (1) アベノミクス下の企業統治改革
 - (2) 取締役会事務局アンケート
 - (3) 機関投資家に聞く
 - (4) その他
- ▽おわりに
(以上二二七号・予定)

年はコーポレートガバナンス・コード再改訂も予定されています。さらに近々経産省より、事業再編に関する実務指針、社外取締役に関する実

2020年上半期ハイライト

〔図表1〕 本誌定期欄の紹介

毎月5日号掲載

- 実務問答会社法
法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。

毎月15日号掲載

- 商事法判例研究
京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。
- 実務問答金商法
法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。

毎月25日号掲載

- 米国会社・証取法判例研究
神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。
- 新商事判例便覧
法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。

適宜掲載

- 商事法務トピック
時々の国内トピックを解説。
- 海外情報
時々の海外トピックを解説。

毎号掲載

- ニュース
編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。
- スクランブル
時々のトピックを論評。

務指針、株主総会に関する報告書の公表が予定されています（本稿執筆時点は七月九日）。東証の上場子会社関連、新市場区分関連の動向にも注目が集まっています。

A 四月以降、新型コロナ対応として、当会職員も原則在宅勤務となったが、関係者の皆様の協力を得て本誌は月三回の刊行を維持することができた。ご協力いただいた皆様はこの場を借りて厚く御礼申し上げます。また、当会では、株式会社商事法務と共同で期間限定のポータルサイト「Zaiaku SHOJHOMU」を開設

し、新型コロナ関連記事の一般公開や、本誌各号のPDF形式での提供などを行ったが、在宅勤務対応等を余儀なくされた読者の皆様に少しでもお役に立てたならうれしく思う。それでは、以下ではBさんに上半期の法令等の改正動向をより具体的に紹介してもらおう。記憶の鮮明な新型コロナ関連の動向を振り返った後、それ以外の動向を振り返ろう。Cさん（中堅編集部員）にはそれらに関する当会の取組みや本誌記事等を紹介してもらいたい。

記事については、通し番号を付すことにしよう。また、本誌では、毎号末尾に「ニュース」欄を設けている（図表2参照）。Bさん、Cさんには、本稿で紹介しきれない内容については、「本誌〇号ニュース欄参照」という形でニュース欄へのリファレンスをしてもらいたい。

B・中堅編集部員C 承知しました。

新型コロナ関連

B 新型コロナと株主総会に関連

する主だったトピックを振り返っていきます。まず、二月二十八日、法務省が「定時株主総会の開催について」を公表し、定時株主総会の開催時期、議決権行使基準日、剰余金配当基準日に関する定款規定に関する考え方を示しました。

C 二月二十八日は安倍首相が全国すべての小中高校、特別支援学校について臨時休校を要請した日の翌日でもあり、このころから新型コロナ関連の報道も急増しました。

本誌では、このような状況を踏まえて、①三苫裕ほか「緊急連載」新

〔図表2〕 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

毎号掲載

- ニュース
各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。
- 今後の掲載予定
次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。
- あがき
編集部が本号の注目論稿等を紹介。

毎月5日号掲載

- 月間日誌
前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。
- 定時株主総会の概況
最新の定時株主総会の概況を紹介。

毎月15日号掲載

- 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者同制度の前月登録事業者等を公表。

適宜掲載

- ショートリサーチ
直近ニュースの関連情報や前提知識を整理・解説。
- 裁判情報
注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。
- ご案内
当会・本誌からの案内事項を掲載。

型コロナウイルス感染症への法務対応(1)〔10・完〕本誌二二二四号二四頁～二二二九号五一頁を掲載し、株主総会、不可抗力、労務、資金繰り支援と事業再生、個人情報保護・プライバシーの各テーマに関する法的対応を解説しました。

また、本連載以降、本誌の新型コロナウイルス関連の記事はすべて、内容が確定し次第、当会ホームページでPDFデータを一般公開していくことにしました(①は二月二十八日以降順次公開)。刻一刻と状況が変化する中で、発行までのタイムラグを考慮し、発行日を待たずに記事内容確定の段階で公開したのは、本誌初の試みです。以下で紹介する新型コロナウイルス関連記事も当会ホームページ、または後述するポータルサイト「Zaitaku SHOJHOMU」(二月末まで)上で閲覧することができます。

そして、②倉橋雄作「新型コロナウイルス感染症と総会開催・運営方針の考え方」本誌二二二七号一二頁を掲載しました(四月二日公開)。各社が本年総会の開催方針に頭を悩ませる中、できる限り通常スケジュールどおりに総会を開催し、「規模縮小、時間短縮、濃厚接触回避」を軸に開催・運営方針を検討すべきことを提言する内容でした。

B 四月中の主な動向を振り返り

ます。四月二日に経産省・法務省が公表したのが、「株主総会運営に係るQ&A」でした。同Q&Aでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として考えられる、来場自粛の呼びかけ、入場制限、出席株主のいない総会、出席希望者の事前登録制、感染が疑われる株主の入場拒否、総会時間短縮に関する考え方が示されました。同月一日と同月二十八日には内容の更新がされています。

四月七日には、新型コロナウイルス等対策特別措置法三二条一項に基づき、緊急事態宣言が発令され、当初は七都道府県が対象とされていたが、一六日に全国に拡大されるに至りました。同月一日には、金融庁が「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」を公表し、多くの企業で、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定される中、有価証券報告書等の法定提出期限について個別の申請を行わなくとも、一律に本年九月末まで延長するという方針が示されました。同月七日には同方針どおりに、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されました。

四月一五日には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会による「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」が公表されました。同公文は、三月期決算業務と監査業務に遅延が生じる可能性が高まる中、法令上、定時株主総会の日程を七月以降に後ろ倒しにすることが可能であることを確認するとともに、それでも資金調達や経営判断を適時に行うために予定どおり六月に定時株主総会を開催する場合には、続行(会社法三二七条)の決議を求め、計算書類、監査報告等については「継続会」において提供する方法を対処方法の一例として示しました。また、同月二十八日に、金融庁・法務省・経産省は同公文文を受けたガイダンス「継続会(会社法三二七条)について」を公表し、当初の定時株主総会と継続会との期間について、現下の状況に鑑み、三カ月を超えないことが一定の目安になると考えられるとするなど、継続会開催に当たっての留意事項を整理しました。

さらに、法務省は、四月一三日に、「商業・法人登記事務に関するQ&A」を公表し、定時株主総会を定款で定めた時期に開催できない場合の改選期にある役員等の任期についての考え方を示していましたが、前記

公表文等を受けて五月一日と同月二十八日に同Q&Aを更新し、継続会を開催した場合等についての役員等の任期についての考え方を示す設問を追加しました。

四月二十八日には、日本経済団体連合会が「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」を公表しました。同モデルは新型コロナウイルスに対応するための招集通知の参考文案を示すもので、モデルA(来場株主数を一定程度限定することを想定)、モデルB(原則として株主に来場を遠慮してもらうことを想定)が示されましたが、後者で「株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます」など強い表現が用いられたことに注目が集まりました。

C この時期から読者の皆様にも在宅勤務を余儀なくされる方が特によくなくなったのではないのでしょうか。そのような中、四月一日、当会と株式会社社務法務は、コロナ禍の中でも商事法務ユーザーの皆様に通常どおりのサービスを提供するとともに、社会一般に新型コロナウイルスへの企業の法的対応に関する情報提供を行うことを目的に期間限定のポータルサイト「Zaitaku SHOJHOMU」を開設しました(六月三〇日更新終了)。本誌は、各号を読者の皆様へPDF形

2020年上半期ハイライト

式で提供するとともに、当会ホームページに加えて同サイトでも本誌の新型コロナウイルス関連記事を一般公開しました。

また、当会は、四月二〇日から、倉橋雄作・渡辺邦広（WEB会員解説会）緊急事態宣言を受けての総会運営を考える」を配信しました。定時株主総会の開催／延期の判断方法、開催する場合の実務対応、延期の場合の実務対応、総会会場の設定と変更、総会開催時期、剰余金の配当等に関する解説を行いました。

本誌では、前記経産省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」について、二回の更新部分も含めた実務解説である、③渡辺邦広「株主総会運営に係るQ&A」のポイントと実務に与える示唆」本誌二二二〇号六二頁を掲載しました（五月一日公開）。

また、④神田秀樹「有事下における定時株主総会の開催」本誌二二三〇号五八頁、⑤澤口実「決算手続遅延と株主総会実務」本誌二二三〇号六〇頁を掲載しました（いずれも五月一日公開）。前記連絡協議会の公表文等を受けて、決算業務と監査業務の遅延により決算確定が六月中旬に間に合わない三ヶ月決算会社は、定時株主総会を延期するか、続行の決議を求め計算書類、監査報告等は

継続会において提供するか、定時株主総会を予定どりの時期に開催した上で、後日臨時株主総会を開催するかを選択することになりました。両論稿では、本論点についての考え方を研究者と実務家のそれぞれの立場から解説していただきました。

さらに、前記法務省の「商業・法人登記事務に関するQ&A」を踏まえた役員等の改選の対応とその登記実務について解説を行う、⑥鈴木龍介「新型コロナウイルス感染症拡大下における役員改選の対応と登記実務」本誌二二三〇号四〇頁を掲載しました（五月二〇日公開）。また、⑥脱稿後に公表された同Q&Aの五月二八日更新を踏まえて⑦同「補遺」新型コロナウイルス感染症拡大下における役員改選の対応と登記実務」本誌二二三〇号四七頁も掲載しました（六月九日公開）。

加えて、三月に開催された実際の総会実務を踏まえた実務解説として、⑧内藤順也・三谷草司・橘川裕樹「本年三月総会の経験を踏まえた株主総会の実務的対応」本誌二二二九号二七頁を掲載しました（四月二一日公開）。また、「連載」二〇二〇年株主総会の実務対応(1)「6・完」本誌二二二二号一五頁～二二二九号三五頁において、新型コロナウイルスによる影響拡大を前提とした解説として、

⑨濱口耕輔「株主総会当日の議事運営と想定問答の準備」本誌二二二八号四一頁、⑩芳川雅史「株主総会終了後の実務」本誌二二二九号三五頁を掲載しました（それぞれ、四月一三日公開、四月二一日公開）。

B 続いて五月中の主な動向です。五月一日には、議決権行使助言会社ISSが「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえたISS日本向け議決権行使基準の対応」を公表し、監査未了段階で企業が提案する剰余金処分議案や役員選任議案等への棄権票や反対票の投票を推奨しました。

他方で、五月一五日には会社法施行規則と会社計算規則が時限的に改正・施行され、同日より六カ月以内に招集手続が開始される定時株主総会に係る事業報告および計算書類の提供に限り、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項の範囲が拡大されました。同改正は、これらの事項について書面提供の必要をなくすことで、両書類の内容容確定をウェブ開示の開始期限である定時株主総会の招集通知発出時に近い時期まで繰り下げ、決算業務・監査業務に時間的余裕を持たせることで、定時株主総会の延期等の措置をとらずにすむことを目的としていたと考えられます。

六月に実施される株主総会に向けた諸対応の期限が近づいてくる中で、四月～五月にかけての時限的措置や、次々と公表・改訂された各公表文等やQ&Aは大きな存在感を発揮しました。

C 前記ISSの公表がなされたこともあり、機関投資家が本年株主総会を含めた企業の新型コロナウイルス対応についてどのような考えを持っているのかに注目が集まりました。

そこで本誌では、機関投資家の立場から、新型コロナウイルスの影響を踏まえて各企業が対応を検討していると思われる資本コスト、業績予想開示等、株主総会、情報開示、株主還元、政策保有株式の各テーマについて機関投資家の視点と上場企業への期待を述べてもらう、⑪三瓶裕喜「新型コロナウイルス感染症拡大下での上場企業への期待」本誌二二二九号四六頁を掲載しました（四月二一日公開）。また、後述する「連載」機関投資家に聞く」でも⑫(4)三菱UFJ信託銀行」本誌二二三〇号一〇〇頁以降の各回では、各機関投資家の新型コロナウイルス対応を急遽確認し、内容に反映しました。

さらに、前記会社法施行規則、会社計算規則の時限的改正の解説である、⑬塚本英巨「ウェブ開示の対象を拡大する特例措置に係る法務省令

改正の概要」本誌二二三一・二三五頁を掲載しました（五月二〇日公開）。先行きが不透明かつ日々、官公庁等からも対応策の示唆となる公表等がされる中で、知見をご提供くださった各執筆者の皆様には心より御礼申し上げます。

B 以上のような状況の中、各社の決算業務・監査業務に実際の程度の遅れがあったか、また各社がどのような対応をしたのかを示す資料を東証が公表しています（六月二日公表「二〇二〇年三ヶ月決算発表状況の集計結果について」、六月三日公表「二〇二〇年三ヶ月決算会社の定時株主総会開催日の集計結果」）。詳細は本誌二二三三号ニュース欄に譲りますが、これらによればまず、東証上場の三ヶ月決算会社の決算発表平均所要日数は、六一・四％の会社で前年同期の所要日数を上回り、平均所要日数は四三・四日となったとのことです。また、東証上場の三ヶ月決算会社の中で、新型コロナウイルスの影響拡大等を受けて、定時株主総会の開催予定日を七月以降に延期している会社は五一社、決算・監査手続等の遅れから継続会の開催方針を適時開示した会社が二四社、定時株主総会では計算書類の報告を行わず、後日臨時株主総会を開催する方針を適時開示した会社が二社ある

とのこと。なお、六月三日現在で七月以降への延期、継続会・臨時株主総会の開催予定を公表した会社の一覧も本誌二二三三号ニュース欄に掲載しています。

A そのほかに、新型コロナウイルスに関連する当会の取組みや本誌掲載記事にはどのようなものがあったのだろうか。

C 新型コロナウイルスに対応する株主総会のあり方として、物理的な場所での株主総会（リアル株主総会）を開催する一方で、リアル株主総会の場合に在りない株主がインターネット等の手段を用いて遠隔地から参加／出席することができる、ハイブリッド型バーチャル株主総会に注目が集まりました。経産省は、昨年八月より、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」を開催し、本年二月二六日にはその議論に基づき、企業がハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的・実務的論点および具体的取扱いを明らかにする「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表していました。同ガイドの策定は新型コロナウイルスへの対応を想定して進められたものではありませんが、この時期に同ガイドが公表されていたことは、企業にとって大きな助けになったものと思えます。

ハイブリッド型バーチャル株主総会について、当会では、三月一〇日から、澤口実（WEBB会員解説会）バーチャル株主総会の準備と運営」を配信し、バーチャル株主総会の概要と実施上の留意点を解説しました。また、本誌では、経産省の実施ガイド担当者による解説である、⑭ 遠藤佐知子「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の解説」本誌二二五号二六頁を掲載するとともに、実際に昨年ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催したグリーの総会担当者へ交えた座談会である、⑮ 松本加代ほか「座談会：ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務対応」本誌二二五号一三頁を掲載しています（いずれも四月二一日公開）。

また、定期欄である巻末のスクラップ欄でも新型コロナウイルスと株主総会のテーマをさまざまな切り口で取り上げました。⑯ 「新型コロナウイルス危機を新たな進化の糧として」本誌二二二七号六六頁、⑰ 「株主総会の時間短縮と決議事項先議」本誌二二二八号七四頁、⑱ 「新型コロナウイルスと株主総会」『無出席株主総会』は許容されるか」本誌二二三〇号一〇六頁、⑲ 「総会運営新時代のはじまり」本誌二二三一・二三七〇頁、⑳ 「五月総会から占う六月総会」本誌二二

三二七四頁、㉑ 「株主最優先主義」の是正と会社法」本誌二二三三号七〇頁です。

さらに、実務問答会社法欄では、新型コロナウイルスと株主総会に関連する論点を取り扱った、㉒ 辰巳郁「分配特別規定による剰余金配当と決算手続の遅延」本誌二二二七号五六頁を掲載する（四月一三日公開）とともに、過去に同欄で掲載した、渡辺邦広「取締役の任期と『定時株主総会』の意義」本誌二一五二号四一頁、同「株主総会に係る議決権行使書面の提出期限」本誌二一七四号七九頁をいずれも一般公開しました（それぞれ四月一三日、四月三〇日公開）。

そして、海外情報欄では、新型コロナウイルスに関するドイツと米国の動向を取り上げた、㉓ 「ドイツ、株主の物理的出席を認めないバーチャル総会を一時的に認める特別法を制定／米SEC、定時株主総会の実施に関するガイダンスを公表」本誌二二二七号六二頁を掲載しました（四月二日公開）。

A 株式会社商事法務が刊行するNBL、資料版／商事法務、単行本、ウェブ媒体である商事法務ポータル、また、同社が主催するビジネス・ロー・スクールもそれぞれが新型コロナウイルスへの企業の法的対応に資する情報提供を行っている。本誌読者

2020年上半期ハイライト

〔図表3〕 2020年商事法務展望の掲載内容

(所属・肩書は掲載時点のもの)

- **民事基本法制の立法動向**
竹内 努 法務省大臣官房審議官
- **会社法制に関する展望**
竹林 俊憲 法務省大臣官房参事官
- **商業・法人登記制度をめぐる最近の動向**
宮崎 拓也 法務省民事局商事課長
- **司法制度改革の進展と展望**
藤田 正人 法務省大臣官房司法法制部参事官
- **金融・資本市場制度等をめぐる現状と展望**
太田原和房 金融庁企画市場局市場課長
- **ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向**
井上 俊剛 金融庁企画市場局企業開示課長
- **産業組織関連法制の課題と検討の方向性**
坂本 里和 経済産業省経済産業政策局産業組織課長
- **競争政策の動向と課題**
品川 武 公正取引委員会事務局官房総務課長
- **企業会計基準委員会の活動と2020年の展望**
小賀坂 敦 企業会計基準委員会委員長
- **2020年における株式実務の課題と対応**
井上 卓 全国株懇連合会理事長
- **経済界からみた企業法制改正等に係る課題**
小畑 良晴 日本経済団体連合会経済基盤本部長
- **企業法務の展望と課題**
小幡 忍 日本電気執行役員 CLCO

の皆様も同社のホームページ等をぜひ確認いただきたい。

主な法令改正等

A それでは、本年上半期を中心としたそのほかの主な法令改正等の動向に話題を移そう。まずは本年三月までの動きを、その後四月以降の動きを振り返ってもらいたい。また、今後の注目動向についても整理しよう。

○ 年商事法務展望」を掲載してい

る。これは、本誌テーマに関する法令等を所管する官公庁等に、所管法令等の直近および近い将来の動向を紹介していただくものである(図表3参照)。本年新年号では、本誌をより活用いただきやすくなるため、展望の内容を一覧にした「二〇二〇年商事法務カレンダー」も同時に掲載した。読者の皆様には、この機会に②④「二〇二〇年商事法務展望」本誌二二九号八頁以下を見直していたところがあるのではないかと思う。では、Bさん、昨年末成立した会

社法改正からその動向を紹介してもらいたい。

1 三月までの動向

(1) 会社法改正

B 昨年二月四日に、会社法の一部を改正する法律が成立し、同月一日に公布されました(令和元年法律第七〇号)。

本改正は、二〇一四年六月に成立した会社法の一部を改正する法律(平成二六年法律第九〇号)の附則二五条が「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」と定めた趣旨に則り、法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会(以下「法制審部会」という)での約二年の調査審議を経てなされたものです。

本改正の改正項目は、株主総会資料の電子提供制度、株主提案権、取締役の報酬等、補償契約・D&O保険、業務執行の社外取締役への委託、社外取締役の設置義務づけ、社債の管理、株式交付等と多岐にわたります。株主総会資料の電子提供制

度等の一部を除いた同改正の施行日は、公布の日から一年六月以内の政令で定める日とされており、二〇二一年六月までの施行が予定されています。各社は今後一年ほどの間に改正法への実務対応を検討する必要があります。

C 本誌では、本改正をさまざまな角度から取り上げました。まず、同改正の立案担当者解説である、②⑤竹林俊憲ほか「連載」令和元年改正会社法の解説①「Ⅷ・完」本誌二二二号四頁〜二二九号四頁を掲載しました。また、②⑥神田秀樹ほか「座談会」令和元年改正会社法の考え方」本誌二二三〇号六頁を掲載しました。さらに、同改正の各改正項目の理論的意義等を研究者が検討する、②⑦「連載」令和元年改正会社法の意義①「Ⅷ・完」本誌二二三〇号三五頁〜本号四頁を掲載しました。そして、同改正の実務対応を法律実務家が詳細に解説する、②⑧「連載」令和元年改正会社法の実務対応①「Ⅷ・完」本誌二二三〇号四六頁〜二二二七号(予定)を掲載しました。

②⑨は、本改正への実務対応として検討すべき論点とそれに関する考え方を改正項目ごとに示すことを目的とした座談会で、企業実務家二人による計五〇問ほどの問ひかけに、法制審部会長と、立案担当者が答える

形式で進行しました。

⑳の連載各回の概要は以下のとおりです。また、以下のそれぞれの論稿の後には、各論稿も踏まえつつ、法律実務家が各改正項目の実務的意義等を検討する、太田洋ほか「実務家コメント」を同時に掲載しています。

まず、松井秀征「株主総会資料の電子提供制度」本誌二二三〇号三五頁は、株主総会資料の電子提供制度の背景にある考え方が、昭和五六年商法改正で導入された株主総会参考書類と議決権行使書面の交付制度と、平成一三年商法改正で導入されたこれらの書類に記載すべき事項を電磁的方法で提供できるとした制度の背景にある考え方から変化していることを確認し、その上で新制度の理論的な基礎づけを検討するものです。

後藤元「株主提案権に関する規律（とその趣旨）」本誌二二三一号二二頁は、株主提案権に関する改正議論と立法過程の分析を通じて、同改正の評価を試みた上で、同改正過程では正面から議論されなかった「株主提案権制度の趣旨をどうとらえるか」に密接に関連する、社会的目的による株主提案権の行使について検討するものです。

久保田安彦「令和元年会社法改正

と取締役の報酬等規制」本誌二二三二号一八頁は、取締役の報酬等規制についての改正が現行規制の基本構造を維持した上で新しい規制を追加していることと整理した上で、改正法の下での解釈問題と、事前に取締役の報酬等の額や具体的な内容を決定させるという形での株主総会の関与を要求する現行法制の基本構造の維持への評価等を検討するものです。

高橋陽一「会社補償および役員等賠償責任保険（D&O保険）」本誌二二三号一八頁は、本改正で創設された表題の両制度に関する諸規定について、創設に係る議論を振り返るとともに、前者については、内容の決定と実行の手続、防御費用の補償の範囲、第三者に対する責任に係る損失の補償の範囲、開示のそれぞれについての、後者については、D&O保険の定義、内容の決定手続、開示のそれぞれについての、解釈論上の問題および残された立法論上の課題を考察するものです。

白井正和「社外取締役の選任義務づけと業務執行の委託」本誌二二三四号四頁は、社外取締役の選任義務づけと業務執行の委託について、改正議論を振り返った上で、生じ得る解釈問題として前者については社外取締役を欠く取締役会決議の効力、社外取締役を選任しない株主総会決

議の効力を、後者については、業務執行委託の利用可能な場面、その都度の委託の決議を検討するものです。

飯田秀総「監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任」本誌二二三四号一六頁は、法制審部会の中間試案では、一定の要件を満たす場合には、重要な業務執行の決定を取締役に委任することを認めるA案と、改正しないとするとB案の両案が提案されていたものの、B案が採用され、改正されなかった表題の項目について、B案を支持した意見の主な理由と、A案の委任の際の要件をそれぞれ検討することによって、同項目には残された課題があり、改正されなかったことは、理論的な決着がついたとまではいえないことを明らかにするものです。

行岡睦彦「社債の管理に関する会社法改正の意義と課題」本誌二二三五号一三頁は、本改正による社債管理補助者制度の創設、社債権者集会制度の改正の双方について、立案過程を振り返りつつ、理論的な観点から基本的な考え方を整理し、その意義を明らかにするものです。前者には、コベナントの管理において社債管理補助者に期待され得る役割の検討が含まれ、後者については、元利金の減免が決議事項に含まれると条

文上明らかとなったことの意義等が検討されます。

大杉謙一「株式交付制度」本誌本号四頁は、株式交付に関する本改正の概要を紹介し、株式交付子会社における株主集団の保護の要否等に関する検討を行うとともに、本改正が株式交付を現物出資による募集株式の発行等としてではなく、組織再編行為の一種と位置づけたことの是非という観点を交えて本改正のメリット・デメリットを分析するものです。

以上に加えて、㉑鈴木龍介「登記情報の公開のあり方——代表取締役の住所登記を素材として」本誌二二三二四七頁、㉒伊藤雄司「会社情報の開示のあり方と商業登記——新株予約権に関する登記事項についての会社法改正を素材として」本誌二二三二五四頁も掲載しました。いずれも日本登記法学会第四回研究会報告を基とする論稿であり、それぞれ、代表取締役住所の登記、新株予約権募集事項の登記に関する本改正議論を踏まえて、商業登記制度全体のあり方を再検討するものです。

(次号[下]に続く)